

# 平成 29 年度税制改正（法人税に関する項目 その 2）

## 1. 中小企業経営強化法に基づく税制措置（概要）

従前の中小企業向けの設備投資を後押しする「中小企業投資促進税制」の中で、一定の設備投資に対して認められていた上乗せ(割増)措置「生産性向上設備投資促進税制」が、制度の拡充と設備投資の促進を図るために「中小企業経営強化税制」として制度改正が行われました。改正された「中小企業経営強化税制」は従前の制度と似ていますが、適用するための手続きが変更されています。

今回は制度の概略の紹介を行い、次回以降に制度の詳細について解説致します。

### 【従前の「生産性向上設備投資促進税制」からの主な変更点】

先端設備(生産性向上 1%以上)の A 類型の設備導入を例として

	変更前 【生産性向上設備投資促進税制】 ※平成 29 年 3 月 31 日で制度終了※	変更後 【中小企業経営強化税制】 平成 29 年 4 月 1 日-平成 31 年 3 月 31 日まで
手続き面	設備取得前後で、設備メーカー等を通じて工業会の証明書の入手、税務申告を行うことで適用可能	① <u>設備投資に先立ち、経済産業省より「経営力向上計画」の認定</u> を受ける ② <u>計画段階から、設備メーカー等を通じて工業会の証明書</u> を入手し、税務申告を行う
制度の拡充	① 即時償却(100%の償却)または 7% (10%)の税額控除*1 ② 取得価額の合計額の制限あり 対象となる器具備品・建物附属設備等で 1 台 30 万円以上かつ合計 120 万円以上	① 即時償却(100%の償却)または 7%(10%)の税額控除(変更無し)*1 ② <u>取得価額の合計額の制限無し</u> 対象となる器具備品・建物附属設備等につき、1 台 30 万円以上で適用 ③ <u>固定資産税が 3 年間半額に軽減</u> *2

\*1 中小事業者の内、資本金 3 千万円超-1 億円以下の法人は 7%、3 千万円以下は 10%

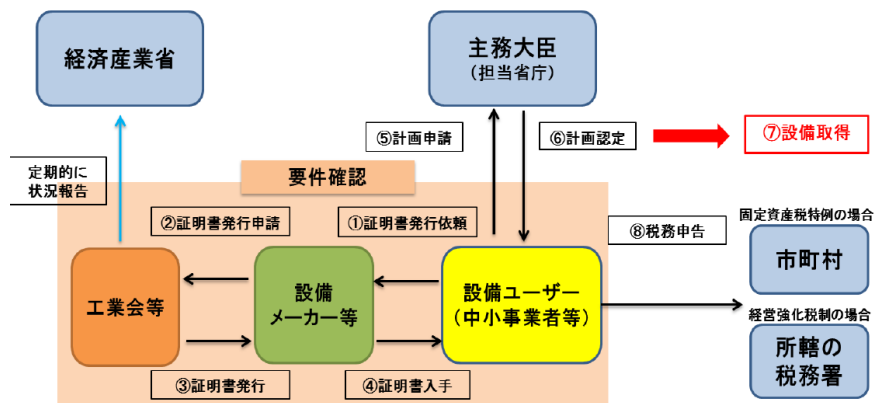
\*2 大都市圏の一部都道府県では、対象業種に限定あり

### 【通常の手続の流れと注意点】

まず発注時に証明書を入手 ⇒ 国に計画提出・認定を取る ⇒ 設備取得が最後 が原則

従来の制度では対象となる設備の取得後、税務申告時までに証明書を入手すれば適用可能でしたが、新しい制度では原則として下記手続が必要となり、手続に一定期間がかかります。 期末直前に投資しても手続が間に合わない可能性があるため、優遇税制を十分に活用するには、事前に投資計画を練って準備しておくことが必須です。

ただし、弾力的な運用措置により、経営力向上計画の国による受理が、設備取得後 60 日以内で、かつ事業年度内ならば、税制適用となります(Q&A 共-33)。



### @ 5 月の予定

- 5 / 1 0 ・ 4 月分源泉所得税
  - ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 5 / 3 1 ・ 3 月決算法人の確定申告
  - ・ 6, 9, 12 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

